

オープンカウンター方式による見積合わせについて(公示)

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読の上、見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格を超え最高価格の者へ販売する方法です。

令和 8 年 8 月 21 日

分任契約担当官

後志森林管理署長 新井田 和彦

1 見積合わせに付する事項

(1) 物 件 名 令和8年度 後志森林管理署 車両売払

物件番号	名 称	規 格 (型 式 等)	数 量
1	三菱 パジェロミニ	ABA-H5A	1 台
2	日産 エクストレイル	DBA-NT32	1 台

(2) 規格及び数量 物件明細書のとおり

(3) 引 渡 し 場 所 後志森林管理署 虻田郡倶知安町北2条東2丁目

(4) 引 渡 期 限 代金納入確認後 5日以内

2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の『物品の買受け』において A、B 又は C の等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 本公示に記載された資格を有していると認められる上記(2)の証明書類(写し)及び委任状がある場合は見積提出の際に併せて提出すること。

3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

(1) 仕様書等を示す場所

[北海道森林管理局](#)→[ホーム](#)→[公売・入札情報](#)→[一般競争入札\(すべての公告\)](#)

(2) 問い合わせ先及び見積書の提出先

後志森林管理署 総務グループ

住所 〒044-0002 北海道虻田郡倶知安町北二条東2丁目

電話 ☎0136-22-0145、Mail ✉h_shiribeshi@maff.go.jp

4 見積書等の提出について

- (1) 見積書は令和8年8月21日(金)から受け付け、令和8年9月11日(金)を提出期限とします。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く午前9時から午後5時までに限ります。

- (2) 見積書の提出に当たっては、送付(持参可)のほか、Mail による提出も認めますが、上記(1)の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「(案件名)見積書在中」と必ず朱書きしてください。

電子メールによる提出用アドレス h_shiribeshi@maff.go.jp

なお、電子メールで送付する場合は、押印をせずに PDF ファイルにパスワードを付けて送付し、見積書提出期限日の 9:00~17:00 までに上記 3-2 へ電話でパスワードを知らせること。

※パスワードのかけ方

<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/password-protect-pdf.html>

本公示に記載された資格等を満たしていると認められる上記2-(4)の書類を同時に提出する場合は PDF ファイルとして添付すること。

- (3) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総価を記載してください。また、内訳書を添付する場合は、内訳書の各項目に金額を記入し、各項目の金額を合計した金額が見積書の金額と一致するように提出願います。なお、様式については6に示す北海道森林管理局見積心得に規定された様式を使用願います。

5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限以後概ね1~2日(閉庁日除く)中に見積参加者に通知します。
- (2) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約価格とする。

6 見積書の無効について

北海道森林管理局随意契約見積心得第4条のとおりです。見積心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

7 契約保証金

免除する。

8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格を超え最高価格により見積した者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

9 契約書等作成の要否について

契約書を作成します。

10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、見積り参加者へ再度見積を依頼し、随意契約の協議を行う事ができるものとします。
- (3) 契約担当官等の都合により見積合わせを中止する場合があります。
- (4) 物件を熟読の上ご参加ください。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html> をご覧ください。

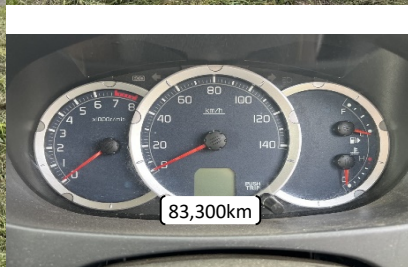
物件明細書

物件所在地; 虻田郡倶知安町北2条東2丁目〔後志森林管理署〕

物件 番号	車 名	車体形状	型式 (ミッション等)	初度 登録年	走行距離(令和8 年6月時点)	車 検 有効期限	自賠責 保 険 有効期限	自動車 重量税 残存額	自賠責 保険料 残存額	リサイクル 預託額	備 考
1	三菱 パジェロミニ	箱型	ABA-H58A (AT・4WD)	H23.3	83,300km	期限切れ	期限切れ	¥0	¥0	¥10,070	バッテリー 切れ
2	日産 エクストレイル	ステーションワゴン	DBA-NT32 (AT・4WD)	H27.3	176,624km	期限切れ	期限切れ	¥0	¥0	¥10,850	バッテリー 切れ

- 注1) 上記物件は『現状引渡』とし、引渡前後における不具合や修繕には応じません。
- 注2) 車体に組織名称等のステッカーが貼ってある場合は、買受人の負担において除去すること。
- 注3) 引渡後の搬出は、買受人の責任において行うこと。
- 注4) 見積金額は、リサイクル料、自動車重量税残存額及び自賠責保険料残存額(いずれも非課税)を含んだ額とします。

物件明細 【第1号物件】三菱 パジェロミニ



物件番号	1号
車名(型式)	三菱 パジェロミニ (ABA-H58A)
初度登録	平成23年3月
排気量	0.65 L (原動機形式 4A30)
走行距離	83,300 km (構内移動しているため、増加している)
車検期限	期限切れ
自賠責保険	期限切れ
その他	・車体にある組織名等のステッカー類を除去しなければならない。 ・走行にはバッテリー交換を要する。 ・スタッドレスタイヤ装着 (交換用夏タイヤあり)

自動車検査証

令和 6年 3月 22日

軽自動車検査協会

0101240069352

LMVIO

車両番号	札幌 581 け 8530	初度検査年月	平成23年 3月	自動車の種別	軽自動車	用途	乗用	自家用・事業用の別	自家用	型式指定番号	15254	類別区分番号	0205
車名	三菱	車体の形状	箱型	燃料の種類	ガソリン	総排気量又は定格出力	0.65	L					
型式	H58A-1005109	原動機の型式	4A30	前軸重	560	kg	後軸重	420	kg				
乗車定員	4人	最大積載量	-	kg	車両重量	980	kg	車両長さ	1200	mm	全長	339	mm
												147	mm
												163	mm
後志森林管理署	使用者の氏名又は名称												
備考	平成10年騒音 96dB, マフラー加速適用車												

裏面もご確認ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）
を内蔵したICタグがありますので、
大切に使用・保管してください。

K9564NW0424154

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

0788

(注意事項)

1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携帯してください。
2. 継続検査は、有効期間の満了する日の1か月前(離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、2か月前)から受けられますので、余裕を持って受けるようにしてください。
3. 自動車検査証に記載または記録されている住所又は氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、官轄の軽自動車検査協会にお問い合わせください。

自動車使用者の皆様へ(自動車検査証情報の確認方法等)

- ①自動車検査証に記載されていない情報(所有者、使用者、有効期間の満了する日等)は、専用QRコードからダウンロードした「車検証閲覧アプリ」で確認が可能です。(右記④参照)
- ②自動車検査証ICタグ情報の読み取り方など、自動車検査証電子化の詳細は国土交通省ホームページからご確認ください。
- ③点検整備は必ず実施しましょう。
- ④リコールの通知を確実に受け取るために、住所や氏名等の変更手続きは必ず行ってください。
- ⑤自動車不具合情報ホットライン(右記⑥参照)に情報をお寄せください。

※交付された自動車検査証が申請された内容と相違していないことを車検証閲覧アプリを使用して確認してください。もし相違しているときは、ただちに申し出てください。

④車検証閲覧アプリのダウンロードはこちら

○右記QRコードを読み取ると、お使いのスマートフォン、PCの種類に応じて自動的に各アプリストアへ遷移します。
・スマートフォン: App Store または Google Play
・PC: Microsoft Store



⑥自動車不具合情報ホームページはこちら



自動車不具合

ホームページURL:
www.mlit.go.jp/rj/

検索



(記入欄) BL21-1260-0062

BL21
1260
0062

証明書 番号	第 61GK18769 号
-----------	---------------

令和 6年 3月 18日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

損害保険ジャパン株式会社

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	札幌 581 け 8530 H58A-1005109	自動車の 種 別	軽 (対)
保険期間	自 令和 6年 4月 14日 24か月 至 令和 8年 4月 14日 午前12時	使用の本拠 の所在地	札幌
住所及び 契約者氏名	北海道札幌市東区南一条二丁目1番1号 北二条東2丁目1-1 後志森林管理署	指定金融 機関名	
異動事項		保険料	¥17,540
管轄店名 及び 所在地	損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時	指定金融 機関名	
		保険料収納年月日	令和 6年 3月 18日
		保 険 料	¥17,540
		管 轄 店 名 及 び 所 在 地	損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時
		保 險 料	¥17,540
		管 轄 店 名 及 び 所 在 地	損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時
		保 險 料	¥17,540

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)
複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者[※]または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷 害 に よ る 損 害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後 遺 障 害 に よ る 損 害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死 亡 に よ る 損 害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているかどうかを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
 - ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
 - ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)
- また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

自動車事故の被害者支援や事故防止対策に係る費用は、賦課金(自賠責保険料の一部)として自賠責保険に加入いただいている皆様にご負担いただいております。

詳細は国土交通省ウェブサイトをご覧ください。

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/>)

(裏面もご覧ください)



証明書 番号	第 61GK18769 号
-----------	---------------

令和 6年 3月 18日
自動車損害賠償
責任保険
保険料領収証

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (川台番)	札幌 581 け 8530 H58A-1005109	保 險 料	¥17,540
保険期間	自 令和 6年 4月 14日 24か月 至 令和 8年 4月 14日 午前12時	管 轄 店 名 及 び 所 在 地	損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時

契約者 後志森林管理署

様

損害保険ジャパン株式会社

上記保険料を領収いたしました。



ご注意

②この領収証は保険証明書の効力を有しないので、必ず証明書をとお受け取りください。



【A券】 預託証明書（リサイクル券）

《車両欄》

リサイクル券番号	1110-1333-1774
車台番号	H58A-1005109
車名	三菱

公益財団法人

自動車リサイクル促進センター

2011年 3月 9日発行

事務処理番号 :011-131100< >



《料金欄》

シュレッダーダスト料金	¥5,240
エアバッグ類料金	¥2,500
フロン類料金	¥2,100
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥10,070

※本券（A券）は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。

※料金欄で「****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡し時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

----- <使用済自動車引渡し時、引取業者切離し> -----

【B券】 使用済自動車引取証明書

引取日： 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	1110-1333-1774
車台番号	H58A-1005109
車名	三菱
預託金額	¥10,070 (消費税込み)

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

※本券（B券）は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の、規定により使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき該当使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

所在地

TEL

----- <受領証（C券）利用時切離し> -----

【C券】 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	1110-1333-1774
車台番号	H58A-1005109
車名	三菱

受領金額

¥380

(消費税込み)

公益財団法人

自動車リサイクル促進センター

2011年 3月 9日発行

事務処理番号 : 011-131100< >

物件明細 【第2号物件】日産 エクストレイル



物件番号 2号

車名(型式) 日産 エクストレイル(DBA-NT32)

初度登録 平成27年3月

排気量 1.99 L (原動機形式 MR20)

走行距離 176,624 km(構内移動しているため、増加している)

車検期限 期限切れ

自賠責保険 期限切れ

その他

- ・リコール対象車のため、エンジンECOモーターを無償交換(無料修理(リコール)に関するお詫びとお知らせの案内状をお渡しします)
- ・走行にはバッテリー交換を要する。
- ・スタッドレスタイヤ装着(夏タイヤは後部座席に搭載)
- ・車体背面下方に牽引用ヒッチメンバー装着

自動車検査証

令和 6年 3月 12日

札幌運輸支局長

111240099033

自動車登録番号又は車両番号	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
札幌 302 に 5176	平成27年 3月	普通	乗用	自家用	17663	0001
車 名			車 体 の 形 状			
ニッサン			ステーションワゴン			
車 台 番 号			燃 料 の 種 類		総排気量又は定格出力	
NT32-036921			ガソリン		1.99 L	
型 式		原 動 機 の 型 式		前前軸重	前後軸重	後前軸重
DBA-NT32		MR20		890 kg	610 kg	610 kg
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
5人	- kg	1500 kg	1775 kg	464 cm	182 cm	171 cm
使用 者 の 氏 名 又 は 名 称						
後志森林管理署						
備 考						
平成10年騒音96dB, マフラー加速適用車, 牽引可能車両総重量						

この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

裏面もご覧ください。



T9564GG3298950

国土交通省

160!

自動車使用者の皆様へ

1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携行してください。
 2. 継続検査は、有効期間の満了する日の1か月前(離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、2か月前)から受けられますので、余裕を持って受けるようにしてください。
 3. 自動車検査証に記載または記録されている住所または氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。リコールの通知を確実に受け取るためにも、住所や氏名等の変更手続きは必ず行ってください。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、管轄の運輸監理部、運輸支局または自動車検査登録事務所にお問い合わせください。
 4. 自動車検査証に記載されていない情報(所有者、有効期間の満了する日等)は、専用QRコードからダウンロードした車検証閲覧アプリで確認が可能です。(右記⑧参照)
 5. 自動車検査証ICタグ情報の読み取り方など、自動車検査証電子化の詳細は国土交通省ホームページからご確認いただくことができます。
 6. 自動車の検査は、国が定める基準への適合性を一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも点検整備(日常点検整備・定期点検整備)は必ず実施しましょう。
 7. 自動車不具合情報ホットライン(右記⑨参照)に情報をお寄せください。
- ※ 交付された自動車検査証が申請された登録事項または検査事項と相違していないことを車検証閲覧アプリを使用して確認してください。もし相違しているときは、ただちに申し出てください。
- (記入欄) BH31-1180-0215

⑧車検証閲覧アプリのダウンロードはこちら

○右記QRコードを読み取ると、お使いのスマートフォン、PCの種別に応じて自動的に各アプリストアへ遷移します。

- ・スマートフォン: App Store または Google Play
- ・PC: Microsoft Store



⑨自動車不具合情報ホームページはこちら



自動車不具合



ホームページURL:
www.mlit.go.jp/ru/

Q 検索

BH31
1180
0215

証明書
番号 第 61GGK8249 号

令和 6年 3月 8日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

損害保険ジャパン株式会社

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	札幌 302 に 5176 NT32-036921	自動車の 種 別	自乗
保険期間	自 令和 6年 4月 9日 24ヵ月 至 令和 8年 4月 9日 午前12時	使用の本拠 の所在地	札幌
保 住 險 所 契 及 約 び 者 氏 の 名	北海道虻田郡倶知安町 北二条東2丁目1 後志森林管理署	指定金融 機関名	
異 動 事 項		保険料収納年月日	
管轄店名 及び 所在地	損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時	令和 6年 3月 8日	
		共栄自動車 C0376000	盛合

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)
複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者*または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

* 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷 害 に よ る 損 害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後 遺 障 害 に よ る 損 害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死 亡 に よ る 損 害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているかを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
- ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
- ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)

また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

自動車事故の被害者支援や事故防止対策に係る費用は、賦課金(自賠責保険料の一部)として自賠責保険に加入いただいている皆様にご負担いただいております。
詳細は国土交通省ウェブサイトをご覧ください。
(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/>)



(裏面もご覧ください)

証明書
番号 第 61GGK8249 号

自動車損害賠償
責任保険

令和 6年 3月 8日
保険料領収証

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	札幌 302 に 5176 NT32-036921	保 險 料	¥17,650
管及 轄 店 所 名 在 地	損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時	保 險 料	¥17,650
保 險 期 間	自 令和 6年 4月 9日 24ヵ月 至 令和 8年 4月 9日 午前12時	管及 轄 店 所 名 在 地	損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時

契約者 後志森林管理署

様

損害保険ジャパン株式会

上記保険料を領収いたしました。



【A券】 預託証明書（リサイクル券）

《車両欄》

リサイクル券番号	0510-7022-5972
車台番号	NT32-036921
車名	ニッサン

公益財団法人

自動車リサイクル促進センター

2015年 2月 9日発行

事務処理番号：005-Y008119<1>



《料金欄》

シュレッダーダスト料金	¥7,020
エアバッグ類料金	¥1,900
フロン類料金	¥1,800
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥10,850

※本券（A券）は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。

※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡し時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

＜使用済自動車引渡し時、引取業者切離し＞

【B券】 使用済自動車引取証明書

引取日： 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0510-7022-5972
車台番号	NT32-036921
車名	ニッサン
預託金額	¥10,850 (消費税込み)

＜引渡者＞

氏名・名称

＜引取業者＞

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

所在地

TEL.

※本券（B券）は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

＜受領証（C券）利用時切離し＞

【C券】 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0510-7022-5972
車台番号	NT32-036921
車名	ニッサン

受領金額	¥380 (消費税込み)
------	-----------------

公益財団法人

自動車リサイクル促進センター

2015年 2月 9日発行

事務処理番号：005-Y008119<1>